法令改正に伴い、「津波浸水対策」に関する事項を下記のとおり定め、危害予防規程に追加します。

策定例

**＜津波浸水対策＞**

* **本事業所における津波の浸水想定深さは　　　ⅿです。**

津波に関する警報が発令された場合における対応方法を次のとおり定める。

１　津波に関する警報発令時の伝達方法、避難方法等

（１）津波に関する情報の伝達

津波に関する警報が発令された場合、事業所長またはあらかじめ指定された担当者（以下「事業所長等」という。）は警報が発令された旨を構内放送などにより従業員や来訪者等（以下「従業員等」という。）に周知させるとともに、従業員に防災放送やテレビ等により津波に関する情報の収集にあたらせる。なお、収集した情報は事業所長等で集約し、事業所内へ随時伝達することで情報を共有する。

（２）避難対策

避難が必要な場合の避難場所は　　　　　　　　　　　　　　　とする。なお、避難場所は津波による浸水想定高さより高所となる場所とする。また、避難場所までの経路は下図のとおりとする。（※事業所内の場合は省略）

|  |
| --- |
|  |

（３）その他の避難に関すること

事業所長等は出勤記録や来庁記録などにより事業所内の従業員等の数を把握し、全ての従業員等に対して速やかに避難すべき旨、避難場所の位置、避難経路や方向を構内放送などにより周知させる。その他避難に関し必要な事項はあらかじめ該当者に周知させる。

２　津波に関する警報発令時の設備の運転停止等の判断基準、手順及び権限

（１）判断基準等

津波による浸水のおそれがある場合、事業所の長または運転管理者の権限により、設備の運転停止を指示する。

ただし、津波到達まで時間が無く、停止操作をすることで避難時間が確保できないと判断した場合、または地震による火災等により設備を扱うことが出来ず、消火対応等をすることで避難時間が確保できないと判断した場合は、停止操作を指示せず、従業員を速やかに避難させる。なお、この指示を待つ時間がない場合は従業員自らが避難の判断をしても構わない。

（２）手順

運転停止はあらかじめ作成している運転マニュアルの基準を遵守したうえ、次の手順により安全に行う。

* 退路の確保
* 保護具の着装（毒性ガスを扱う事業所の場合）
* 設備設置場所での火災及び漏えいの有無の確認
* 運転の停止
* その他重要バルブ等の閉止

３　津波防災に係る教育、訓練及び広報

津波を伴う大規模地震の防災対策を円滑に行う為、津波防災に係る教育、訓練及び広報を実施する。なお、教育の実施に係る基本計画は保安教育計画に定めるところによるものとする。

（１）教育、訓練内容

津波防災に係る教育及び訓練内容は下記のとおり。

* 地震、津波に関する基礎知識について
* 地震、津波発生時に事業所で想定される被害について
* 地震、津波発生時の任務分担及び行動要領について
* 避難場所、避難経路について

・　その他必要な事項について

（２）広報方法

必要に応じ、事業所周辺の地域住民に対して、訓練の内容、時期等について広報する。

４　津波による設備破損想定の情報提供等

（※事業所の所在地における津波の浸水想定高さが３メートルを超える場合に限る。）

（１）津波による製造設備への被害

津波による製造設備の破損状況、ガスの漏えい程度、周辺への被害状況をあらかじめ予測し、被害の確認方法を明確にしておく。

（２）関係行政機関等への情報提供

前記（１）により予測した被害想定について、必要に応じ、関係行政機関や近隣住民へあらかじめ情報提供する。

　５　容器等の流出防止措置及び回収方針

　　（※冷凍保安規則が適用されている事業所を除き、当該事業所の所在地における津波の浸水想定高さが１メートルを超える場合に限る。）

　（１）容器等の流出防止措置

　　　　津波浸水による容器やタンクローリーの事業所外への流出防止を図るため、対応策をマニュアル化しておき、安全な場所への待避等の措置を行う。

　（２）事業所外へ流出した容器等の回収に係る措置

　　　　流出容器の対処方法に係る、関係行政機関や各関係団体等との協力体制および周知方法を明確にする。

６　津波に関する警報発表時の保安設備の作業手順等

（１）保安設備の作業手順

緊急遮断装置や防消火設備などの保安設備については、日常点検において使用方法をしっかり確認し、もしくは使用方法をマニュアル化しておき、警報が発令されたときは、これを活用して製造施設の安全確保のための措置を行う。

（２）保安設備の機能が喪失した場合における対応策

停電等により保安設備が機能喪失した場合、懐中電灯等を携行し可能な限り製造設備の安全確保のための措置を行う。

７　津波による被害を受けた製造設備の保安確保の方法

（１）被害状況の確認

運転管理者は、製造設備に係る被害状況の確認に関し、安全に活動できることを確認したのち実施する。

* 人命に関わる対応を最優先とする。
* 製造設備の被害状況、及び周辺の被害状況を調査する。
* 製造設備の異状が継続している場合は、上記２（２）の手順に従い運転停止の措置をとる。

（２）被害を受けた製造施設の保安確保

被害状況を確認したのち、次の手順で対応措置をとるものとする。

* 製造設備の全般点検を実施する。被害が確認できなかった場合も同様とする。
* 保安設備を含め、設備に異状があった場合は、再度周辺への被害を確認するとともに、修繕が完了するまでは製造を再開しない。
* 製造再開後も設備に異常が生じないか定期的に巡回監視する。